

北茨城市一般競争入札公告（電子入札）

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年9月16日

北茨城市長職務代理者

北茨城市副市長 鵜 沼 聰

1 入札対象工事 （土木一式Ⅳ類）

- (1) 工事名 8 県単農第3号 松井地区用水路改良工事
- (2) 工事場所 北茨城市中郷町松井地内
- (3) 工事概要 用水路改良工事 L=279.1m
土工 N=1.0式
側溝工（U型フリューム300×300） L=279.1m
附帯工 N=1.0式
- (4) 工期 契約締結の日の翌日から90日間
- (5) 予定価格 5,440,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (6) 調査基準価格 4,840,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年10月8日（木） 午前10時00分
- (2) 場所 北茨城市役所3階総務課

3 一般競争入札参加資格要件

北茨城市一般競争入札実施要項（平成7年北茨城市告示第18号）第3条に規定する入札参加資格の認定（土木一式Ⅳ類）を受けている者、かつ、認定要件を満たしている者のうち、次の要件を備えているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者及び同条第2項に規定する北茨城市の入札参加資格制限を受けていない者であること。ただし、予定価格が8,000万円以上の建築一式工事の場合は、特定建設業の許可を得ていること。

- (2) 入札公告の日から開札の日までの間、又はその一部の期間が、北茨城市建設工事請負業者指名停止等措置要領（平成10年北茨城市告示第1号）に規定する指名停止期間中でないこと。
- (3) 対象工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

4 設計図書の閲覧及び質問等

(1) 設計図書の閲覧

入札情報サービス (<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>) にて公開する。

(2) 質問等については下記担当課に確認すること。

- ア 期限 令和8年9月28日（月）
- イ 担当課 環境産業部 農林水産課
電話 0293-43-1111（内線387）
- ウ 回答 令和8年9月30日（水）

5 現場説明会

実施しない。

6 入札方法、注意事項

電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）とする。ただし、ICカード再取得の申請若しくは準備中の場合又はその他機器の故障等によるやむを得ない事情がある場合に限り、紙による入札（以下「紙入札」という。）へ切り替えることができる。この場合、紙入札方式参加承認願を提出し承認を受けなければならない。承認のない入札は無効とする。

(1) 参加申請

- ア 受付期間 令和8年9月16日（水） 午後2時00分から
令和8年9月28日（月） 正午まで
- イ 添付書類 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
- ウ 紙入札の場合の申請方法
 - ・ アの受付期間内に紙入札方式参加承認願とイの添付書類を持参により総務課契約検査室へ提出すること。

(2) 入札書

- ア 提出期間 令和8年10月6日（火） 午前10時00分から
令和8年10月7日（水） 午後5時00分まで
- イ 添付書類 積算内訳書
 - ・ 積算内訳書は所定の様式とし、記載内容は金抜設計書（閲覧した設計書）の積算内訳書に基づき工事費等を積算し、入札金額を明らかにすること。

※ 紙入札の場合は入札書と同封のうえ提出すること。

※ 電子入札システムによる場合は、T I Fファイルで提出すること。

ウ 紙入札の場合の提出方法

(ア) 一般書留若しくは簡易書留又は直接持参によるものとし、電報、ファックス等による入札は認めない。

(イ) 入札書余白にくじ番号（任意の3桁の数字）を記載すること。

7 落札

(1) 落札は、予定価格以下の最低の価格で入札したものを落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札者が2人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加した金額（当該金額に1円未満の端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 低入札価格調査制度による調査基準価格を下回った入札については、当該入札を保留とし当該入札者に北茨城市低入札価格取扱要綱に基づく調査を実施する。

8 入札保証金

免除する。

9 契約保証金

要する。金銭的保証（契約金額の100分の10以上）

10 契約書作成の要否

要する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札について不正の行為があった場合

(2) 北茨城市一般競争入札実施要項（平成7年北茨城市告示第18号）第3条に規定する入札参加資格の認定（土木一式Ⅳ類）を受けていない者のした入札

(3) 前各号のほか、入札条件に違反した場合

12 入札の中止

入札の参加者が1者の場合は入札の執行を中止する。

1 3 支払い条件

(1) 前払金

請求できる。(請負代金額の10分の4以内)

(2) 低入札価格調査制度による調査基準価格を下回った入札の前払金

請求できる。(請負代金額の10分の2以内)

(3) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請求できる。(請負代金額の10分の2以内)

(4) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

1 4 調査基準価格を下回る金額で契約締結した場合の制限

調査基準価格を下回る金額で契約締結した場合、次の制限をする。

現場代理人と監理技術者の兼任を認めない。

1 5 その他

(1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、北茨城市財務規則（平成元年規則第10号）その他関係法令を遵守すること。

(2) この工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けされた工事である場合は、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

(3) 落札者は落札決定後、対象工事について現場代理人及び主任（監理）技術者配置予定届を提出しなければならない。

(4) 入札をした者は、入札後において、この公告、設計図書、工事請負契約書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 公告の内容については、次に照会のこと。

北茨城市総務部総務課契約検査室 電話 0293-43-1111（内線336）
